

公共調達 of 適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（設計等業務）

設計等業務の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
<p>議員会館（第一・第二）地下1階エレベーターロビー建具改修工事に係る行政許認可業務 千代田区永田町2-2-1 千代田区永田町2-1-2 令和3年7月15日～令和3年9月30日 建設コンサルタント</p>	<p>支出負担行為担当官 衆議院庶務部会計課長 奥川 陽一 東京都千代田区永田町1-7-1</p>	<p>令和3年7月15日</p>	<p>株式会社三菱地所設計 東京都千代田区丸の内2-5-1</p>	<p>4010001081968</p>	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、衆議院第一議員会館及び第二議員会館（以下「議員会館」という。）地下1階エレベーターロビーにあるガラススクリーン周辺の改修工事における、防災評定（全館避難安全検証）の大臣認定を再取得する業務である。 議員会館は規模が大きく特殊な構造を持つ専用施設であることから、当初の建築計画において建築基準法の仕様規定の一部適用除外を行い、建築基準法施行令第129条の2に基づき防災評定の大臣認定を取得している。 議員会館のエレベーターロビー周辺は大臣認定の条件として防煙区画を形成しており、今回の業務では、令和2年度に行った改修設計業務の成果物に基づき、再度大臣認定を取得する必要がある。大臣認定の取得に関する審査は建築基準法に基づく指定性能評価機関内に設置された防災評定委員会による個別審査を経て行われるものであり、大臣認定の再取得を行うことができるのは、現行の大臣認定の取得時に指摘された事項や付された条件等に対応して当初設計及び本業務に係る改修設計を完成させ、唯一、審査過程を知り得る設計者たる当該契約相手方に限られる。</p>	-	3,126,000	-	-	